



埼玉県

## ＜報道発表資料＞

埼玉県人事委員会事務局 総務給与課

給与制度担当 益子、大野

直通 048-830-6412

内線 6412

E-mail: a6402-05@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー：県政一般

令和8年1月8日

### 職員の特殊勤務手当に関する意見について

埼玉県人事委員会は、地方公務員法第8条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の特殊勤務手当について意見の申出を行いました。概要は下記のとおりです。

記

「職員の特殊勤務手当に関する条例」を次のように改正すること。

#### 1 支給対象となる職員

警察職員

#### 2 新たに支給対象となる作業

危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なもの

#### 3 手当額

作業1日当たり1,640円の範囲内

#### 4 実施時期

令和7年11月13日

資料：職員の特殊勤務手当に関する意見の申出の概要

※ 詳しくは埼玉県人事委員会のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1901/kyuuyo-seido/kyuuyo-tokkin3.html>